

# 文教委員会資料①

## 1 所管事務の調査（報告）

- （1）平成28年4月保育所等入所状況及び平成28年度認可保育所・小規模  
保育事業所の整備について

資料1 平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

資料2 平成28年度 認可保育所・小規模保育事業所の整備について

参考資料 平成28年4月 保育所等利用申請・待機状況

こども未来局

（平成28年5月20日）

## 平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

◎大規模集合住宅開発に伴う就学前児童数の増加等により、保育所等利用申請者数は、前年度比2,312人の大幅増となる27,576人(過去最大)となりました。また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比1,989人増の25,022人(過去最大)となりました。

◎希望する保育所等に保留となった方は前年度比323人増の**2,554人**となり、各区役所において、保護者の保育ニーズを確認しながら、川崎認定保育園やおなかま保育室、一時保育等の多様な保育施策の御案内など、きめ細やかなアフターフォローを行ってきました。

◎その結果、厚生労働省の「保育所等利用待機児童の定義」に基づく、平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は、6人となりました。

### 1 川崎市の平成28年4月1日現在の保育所等利用申請・待機状況

(単位：人)

区分	平成28年4月	平成27年4月	平成26年4月
就学前児童数	81,878	81,418	80,963
前年との比較	460	455	54
利用申請者数(A)	27,576	25,264	23,500
前年との比較	2,312	1,764	1,336
利用児童数(B)	25,022	23,033	20,930
前年との比較	1,989	2,103	1,531
保留児童数(A) - (B) = (C)	2,554	2,231	2,570
前年との比較	323	▲339	▲195
市の保育施策で対応している児童数等(D)	1,411	1,347	1,500
川崎認定保育園等対応児童数 ※1	1,107	1,056	995
家庭保育福祉員対応児童数 ※2	—	—	89
おなかま保育室対応児童数	131	177	290
一時保育対応児童数	166	108	119
幼稚園預かり保育対応児童数	1	5	7
事業所内保育対応児童数 ※3	6	1	—
産休・育休中の申請者数(E) ※4	461	348	433
第1希望のみ等の申請者数(F) ※5	503	407	409
主に自宅で求職活動を行う申請者数(G) ※6	173	129	166
待機児童数(C) - (D) - (E) - (F) - (G)	6	0	62
前年との比較	6	▲62	▲376

(1 ページ表補足)

- ※1 認可外保育事業の再構築により、①川崎市認定保育園については、②川崎認定保育園への制度移行を進めてきました。平成26年は①と②の合計、平成27年に②に一元化しました。
- ※2 「家庭保育福祉員」は平成27年4月から地域型保育（小規模保育または家庭的保育）に移行しました。
- ※3 「事業所内保育」：地域型保育（事業所内保育）を従業員枠で利用する方
- ※4 「産休・育休中」：4月1日時点で産前産後休暇、育児休業を取得されている方
- ※5 「第1希望のみ等」：1か所のみ申し込みの方、2か所以上の申し込みをして、その中に利用可能な保育所等があるにも関わらず利用を辞退した方、自宅から通常の交通手段でおおむね20～30分以内に利用可能な保育所等又は市の保育施策の対象施設があるにも関わらず利用を希望されない方など
- ※6 「主に自宅で求職活動」：インターネットなどを利用し、主に在宅で職を探している方

## 2 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移（各年4月1日時点）



		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
就学前児童数	人数	79,061	80,012	80,380	80,547	80,909	80,963	81,418	<b>81,878</b>
	(A) 前年比増減	1,244	951	368	167	362	54	455	<b>460</b>
保育所等施設数	園数	144	161	180	203	221	241	316	<b>348</b>
	前年比増減	9	17	19	23	18	20	75	<b>32</b>
保育所等定員	人数	13,605	14,675	15,905	17,490	18,995	20,325	22,869	<b>24,739</b>
	前年比増減	820	1,070	1,230	1,585	1,505	1,330	2,544	<b>1,870</b>
利用申請数	人数	16,384	18,032	19,241	20,725	22,164	23,500	25,264	<b>27,576</b>
	(B) 前年比増減	1,371	1,648	1,209	1,484	1,439	1,336	1,764	<b>2,312</b>
申請率	割合	20.72%	22.54%	23.94%	25.73%	27.39%	29.03%	31.03%	<b>33.68%</b>
	(B/A) 前年比増減	1.43%	1.82%	1.40%	1.79%	1.66%	1.64%	2.00%	<b>2.65%</b>
利用児童数	人数	14,430	15,435	16,630	18,074	19,399	20,930	23,033	<b>25,022</b>
	前年比増減	955	1,005	1,195	1,444	1,325	1,531	2,103	<b>1,989</b>
待機児童数	人数	<b>713</b>	<b>1,076</b>	<b>851</b>	<b>615</b>	<b>438</b>	<b>62</b>	<b>0</b>	<b>6</b>
	前年比増減	<b>130</b>	<b>363</b>	<b>▲ 225</b>	<b>▲ 236</b>	<b>▲ 177</b>	<b>▲ 376</b>	<b>▲ 62</b>	<b>6</b>

※ 平成27年4月から保育所、認定こども園(保育所機能部分)のほか、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)を含む

## < 待機児童対策における課題・取組 >

### 【本市の待機児童対策を取り巻く課題】

#### ◎利用申請者数の大幅な増加

- 若い世代の転入増等で出生数が高いレベルで推移し、就学前児童数が増加しています。加えて、昨年4月の待機児童解消の影響等により保育所への申請率も大幅に上昇しています。
- 大規模集合住宅入居者の保育所申請率を調査したところ、一般住宅の申請率と比べて非常に高く、さらに、入居開始後から暫くの期間、上昇していく傾向にあることが分かりました。

#### ◎保育所整備をめぐる環境の変化

- 近年の建設コストの上昇に加え、保育所整備が特に必要な主要駅近辺の保育需要の高い地域ほど、地価高騰等の影響により保育事業者の参入が控えられる傾向があります。
- 都市部を中心に保育所の増設が進む中、慢性的な保育士不足の状況が続いています。

#### ◎保育従事者の増加に伴う保育の質の確保

- 保育施設が大幅に増加しているに伴い、保育に従事する職員数も年々増えています。待機児童対策は量の拡充と質の確保とを両輪で進めていく必要があります。

### 【待機児童の解消に向けた取組の3本の柱】

#### ①多様な手法を用いた保育受入枠の確保



- ◆認可保育所等の整備
  - ・交通結節点の主要駅周辺を中心に集中的に受入枠を確保
- ◆川崎認定保育園の活用
- ◆横浜市との連携協定の取組
  - ・保育所の共同整備
  - ・認可外保育施設の相互利用

#### ②区役所におけるきめ細やかな相談・支援



- ◆区役所が主体となった利用者支援のさらなる充実
  - ・申請前段階からの説明会の実施
  - ・平日夜間、土曜日の窓口開設
  - ・アフターフォロー経過記録票を活用したきめ細かい相談支援
  - ・区独自の広報物（ガイドブック、施設マップ）の作成等
  - ・相談待ち時間におけるDVD放映

#### ③保育の質の担保・向上



- ◆公立保育所を拠点とした取組
  - ・公民連携した包括的な人材育成（保育士、栄養士、看護師の活用）
- ◆保育士確保対策の充実
  - ・専任職員配置による取組の強化
  - ・国の保育士確保対策等の活用
- ◆保育士等の処遇改善の取組
- ◆保育士宿舍借り上げ支援事業

待機児童の解消に向けては、上記3つの取組を継続していく必要があります。仕事をしながら子育て中の保護者が、安心して子どもを預けられる環境を整備し、**「子育てしやすいまちかわさき」**の実現に向けて、引き続き取組を進めていきます。

### 3 平成27年度の取組

#### (1) 区役所を中心とした待機児童対策の推進

市の重要課題の一つである待機児童対策を推進するため、その対策を講じるプロジェクトチームとして、市長をトップとした「待機児童対策推進本部」を、また、各区役所には、区長をトップとした「区役所待機児童対策推進会議」をそれぞれ設置しています。区役所と本庁部局とが連携し、待機児童対策に関わる全職員が意識の共有を図りながら取組を推進しています。

- ◎待機児童対策推進本部会議 10回開催
- ◎区役所待機児童対策推進会議 69回開催（7区合計）

#### (2) 待機児童解消に向けた取組の3本の柱

##### ① 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

高まり続ける保育需要に対応するため、認可保育所や小規模保育等の整備のほか、川崎認定保育園についても、受入枠の確保や保育料補助の実施などの施策を推進しました。

【平成27年度予算：3,360,694千円】

##### ➤ 認可保育所等の整備

平成27年度当初予算では定員1,325人分を整備する計画となっていましたが、待機児童の多い地域を重点整備地区として指定し追加募集を図るなどの対策を講じて、計画を上回る1,455人の定員増を行いました。

川崎認定保育園からの認可化（130人増）や既存保育所の定員増（20人増）を含めた認可保育所の定員の合計は、前年比1,605人増の23,945人となりました。

また、認定こども園についても移行と新設を合わせて95人分の定員増を図りました。

##### ➤ 地域型保育事業の推進

保育需要が高く、保育所の整備に適した土地や建物の空きを見つけることが困難な地域において、限られたスペースで施設整備が可能な小規模保育事業所を市内4か所に整備しました。

また、川崎認定保育園等からの小規模保育事業への移行や、事業所内保育の新設などにより170人の定員増を行い、待機児童の割合が高い低年齢児（0～2歳）対策を推進しました。

##### ◎保育所等の定員・施設数の推移

	保育所		認定こども園 (2・3号)		地域型保育		認可施設・事業 合計	
	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)	定員(人)	施設数(園)
H27.4.1	22,340	271	165	2	364	43	22,869	316
H28.4.1	23,945	294	260	3	534	51	24,739	348
増減	1,605	23	95	1	170	8	1,870	32

➤ 川崎認定保育園の受入枠確保と保護者の保育料負担の軽減

【平成 28 年度予算 3,361,204 千円】

川崎認定保育園の助成対象児について、前年度同数の 4,171 人分を確保するとともに、保護者の保育料負担の軽減を図るために、児童の年齢と所得に応じて最大 20,000 円の補助を継続するなど、川崎認定保育園の積極的な活用を推進しました。

◆川崎認定保育園入所者数等の推移（単位：人）

時点	入所者数 (A)	(内訳)		直接 入所率
		(A)のうち保育所等を 申請した人数	(A)のうち保育所等を 申請せず直接入所した人数	
H25.4.1	2,391	838	1,553	65.0%
H26.4.1	3,163	995	2,168	68.5%
H27.4.1	3,829	1,056	2,773	72.4%
H28.4.1	4,384	1,107	3,277	74.7%
3年間の伸び	1,993	269	1,724	9.7%

入所者数が3年で  
**約2千人の増加**

直接入所数が3年で  
**2倍超の伸び**

川崎認定保育園入所者のうち  
**4人に3人**が直接入所

◎川崎認定保育園の入所者数（A）は平成 25 年 4 月以降、3 年間で 1,993 人増加して、4,384 人となっており、川崎認定保育園は、認可保育所と並び、市の保育ニーズを支える重要な保育の受け皿となっています。

（参考）認可保育所の内定を辞退し川崎認定保育園に通う人数 133 人

◎入所者数（A）のうち、保育所等を申請せず、直接入所した人数は 3,277 人となり、平成 25 年以降の 3 年で 2 倍を超える伸びとなっています。なお、直接入所率は年々上昇しており、平成 28 年 4 月時点では川崎認定保育園の全利用者の約 75% を占めています。

② 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

保育需要の増加とともに、その多様化も進む中、各区役所においては、保育所の申請前段階からアフターフォローにいたるまで、子どもの預け先を探す保護者一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行うことが求められています。

各区役所では、地域の子育て拠点等における少人数単位の説明会の実施や、保留者へのアフターフォロー等を通じて、保護者の保育ニーズを確認しながら、市の多様な保育施設・サービスとのマッチングを図りました。

◆申請前段階からの相談・支援

◎各区役所や地域の子育て拠点等において、少人数単位の説明会などを開催

開催回数：計 183 回（7 区合計） 参加人数：1,628 人

#### ◆平日夜間及び土曜日の窓口開設

◎就労等の事情により、平日の日中に区役所に来庁できない方への相談機会を提供するため、保留通知発送後の約2週間、平日夜間及び土曜日に利用相談を実施

相談実施件数（平成27年度）：計121組 人数 計161人

##### <実施概要（平成27年度）>

実施期間：平成28年2月1日（月）～13日（土） 計11日間

曜日・時間：月～金曜日 17時～19時半・土曜日 9時～12時

実施内容：保育所等の利用相談、川崎認定保育園の案内等

#### 【参考】各区役所における窓口・電話での相談対応件数 合計13,421件

※2～3月の2か月間の相談対応件数を集計。アフターフォローにおける保留者への空き施設の提供や、保育所の希望変更に関する相談等をカウントしている。（申請書類の記載内容の確認や書類の受渡しなど相談・支援に至らない対応件数は除く。）

#### ◆川崎認定保育園と連携した空き情報の効果的な提供

市内に132施設ある川崎認定保育園と各区役所とが緊密に連携を取り、保留通知を発送した2月以降、3月末までの期間、各施設の空き状況を毎週更新し、市ホームページや窓口で周知を行い、子どもの預け先を探す保護者へのタイムリーな情報提供に努めました。

#### ◆認可保育所等の内定と川崎認定保育園の予約を重複する方への勧奨

認可保育所等の内定と川崎認定保育園の予約とを重複している方に、早期にいずれかの施設を利用するかを決めて、利用しない施設の内定（予約）を解除いただくよう、保育所等の内定通知に依頼文を同封し、さらに、電話での働きかけを行うなどの勧奨を行いました。

勧奨の結果、把握できた保育受入枠については、他に子どもの預け先をお探ししている方への御案内へと活用しました。

#### ◆区役所における広報等の取組

◎子どもの預け先を初めて探す方など向けに、川崎市の保育施設・サービスの紹介や、預け先を探す際のポイントなどを分かりやすくまとめたパンフレット「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」を作成し、区役所窓口や説明会等で配布しました。

◎川崎認定保育園の情報をまとめたガイドブックの作成や、施設における保育の様子を映像化しYouTubeへの動画配信を行うなど、各区役所が趣向を凝らした取組を行いました。

◎手続きの流れや申請書類の記入要領等をまとめたDVDを作成し、窓口などで放映することで、相談待ち時間の短縮を図りました。また、各区役所児童家庭課の窓口を導入している2台のタブレット端末を活用し、保育施設の空き情報の提供等に活用しました。

## <各区役所における取組例>

事前説明会（幸区）



事前説明会（麻生区）



区における掲示（多摩区）

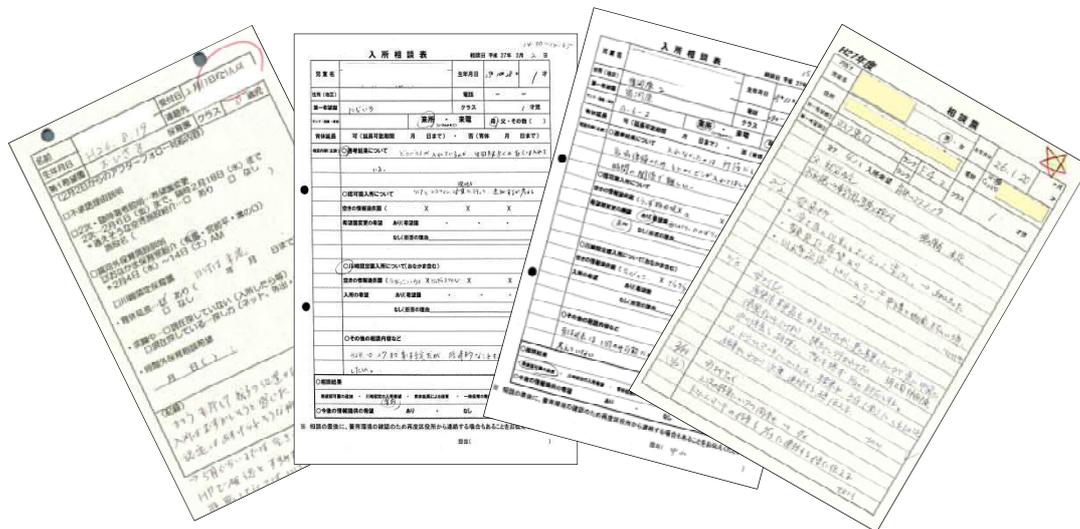


区における掲示（幸区）



## <経過記録票によるきめ細かい相談・支援>

★相談者一人ひとりのアフターフォロー経過等を詳細に記録し、丁寧に対応しました。



### ③ 保育の質の担保・向上

待機児童対策として保育の量的拡充を進めてくる中で、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間の多様な運営主体の参画を促進してきました。一方で、行政の責務として、民間保育所等と連携しながら保育の質を担保・向上することが求められており、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに努めてきました。

#### ◆多様な運営主体の参入に伴う保育の質の担保・向上

◎保育所等の設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後も指導監査を定期的に行い、保育の質の担保・向上に努めてきました。

◎民間保育所の運営に関し、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、国の保育士等処遇改善事業等を活用し、民間保育所職員の処遇改善を図ってきました。

◎平成 26 年度から全区実施している「新たな公立保育所」において、民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の人材交流や保育技術の共有、公開保育の実施を行うなど、連携を深めながら、人材育成の取組を進めてきました。

#### ◆認可外保育施設の保育の質の向上

◎認可外保育施設に対しては、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設に対し運営費を助成することにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきました。

◎川崎認定保育園については、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を促進してきました。

◎認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施しました。

#### ◆保育士確保対策の取組

◎保育施設の増加に伴い、保育士確保が喫緊の課題となっており、関係機関等と連携して潜在保育士等に向けた就職相談会を年 8 回実施したほか、県内自治体と共同運営する「保育士・保育所支援センター」が実施するマッチングや、市内の保育士養成校在学学生を対象とした市内保育所等紹介事業を実施するなど、保育士確保の取組みを進めました。

◎県外の保育士養成校在学学生を対象とした宿泊型保育研修や、近隣の養成校在学学生等を対象とした保育体験バスツアーを市内民間保育所等と連携して開催するなど、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組みを実施しました。（参加者：55人）

◎市内保育施設等に従事している保育士資格を有しない方で、保育士試験を受験して資格取得を目指す方を支援するために、保育士試験直前対策講座を実施しました。（申込者：340人）

### (3) 横浜市との待機児童対策に関する連携協定の推進

平成26年10月27日に横浜市と締結した「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、川崎市と横浜市とが「ともに子育てしやすいまち」を目指して、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を進めてきました。

#### <取組の進捗状況>

##### ◆川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用について

平成27年4月から、川崎市に在住する方が横浜保育室を利用する場合は、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助（月額最大2万円）を川崎市から実施しています。

また、同様に、横浜市に在住する方が川崎認定保育園を利用する場合にも、横浜保育室を利用する場合と同等の軽減助成を横浜市から実施しています。相互利用の人数は、両市合わせて前年の40人から84人へと1年で2倍となりました。

<相互利用の人数>（平成28年4月1日時点）

- ◎横浜保育室に入所している川崎市民 36人（前年11人 前年比25人増）
- ◎川崎認定保育園に入所している横浜市民 48人（前年29人 前年比19人増）

##### ◆保育所等の共同整備について

両市の市境周辺の保育需要を双方に補完し合う場所への「保育所等の共同整備」について、平成28年4月に1か所目の施設を川崎市幸区内に開設しました。

- ・施設名称 幸いづみ保育園（設置・運営主体 社会福祉法人三篠会）
- ・住所 川崎市幸区南幸町3丁目149番3
- ・定員 90人（川崎市60人、横浜市30人）

#### — 第3回プラチナ大賞の最終審査において審査委員特別賞を受賞 —

平成27年10月に開催された「第3回プラチナ大賞」（主催：プラチナ大賞運営委員会）の最終審査において、「横浜市と川崎市との待機児童対策の連携協定」（横浜市と共同応募）が自治体間の枠を越えた先進的な取組が評価されて、審査委員特別賞を受賞しました。

##### ●最終審査発表会の様子



(福田市長によるプレゼンテーション)



(表彰式)

## 4 平成28年度の取組

就学前児童数の増加や保育所申請率の上昇等により、今後も申請数の増加が見込まれています。引き続き、必要な地域への保育所等の整備を行うとともに、区役所における相談・支援のさらなる充実に努め、子どもを安心して産み育てられるまちを目指して取組を推進していきます。

### (1) 保育受入枠の確保

保育所利用申請の伸び率が上昇している地域や、大規模集合住宅の入居時期等を踏まえて、今後の保育需要の分析を行い、保育受入枠の確保を進めていきます。また、平成28年3月に厚労省から発出された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の内容も踏まえながら、施設整備のさらなる推進と保育事業の充実に努めます。

○認可保育所と小規模保育の整備（定員 1,390 人分）

【平成28年度予算 2,679,389 千円（前年度比 681,305 千円の減）】

○川崎認定保育園の受入枠の確保（助成対象者数 4,171 人）

【平成28年度予算 3,361,204 千円（前年度比 57,763 千円の増）】

### (2) 区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援のさらなる充実

区役所において、利用申請前の段階から、利用調整結果後のアフターフォローまで、保護者の視点に立ち、きめ細やかな相談・支援を引き続き実施していきます。

○保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実

○これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウの効果的な活用

### (3) 保育の質の担保・向上

今後も多くの民間保育所等を整備していく中で、保育士の確保や、保育の質の担保・向上がより一層重要になるため、その対策についてさらなる強化を図ります。

○公立保育所を拠点とした民間保育所等への支援や公民保育所人材の育成

「新たな公立保育所」（各区3園）が地域の拠点としてリーダーシップを取り、民間保育所と一体となり地域の保育施設の支援や交流を行い、保育の質の担保・向上を図ります。

また、保育士に加え、各区役所に新たに配置した栄養士、看護師等の専門職を積極的に活用し、民間保育所と連携を図りながら、包括的な人材育成の取組を推進します。

○保育士確保対策の強化と保育士等の処遇改善

こども未来局に新たに配置した専任職員と各区保育総合支援担当が連携を図り、保育士確保対策の取組を強化します。また、従来から実施している処遇改善の取組みの他、平成28年度から新たに実施する保育士宿舍借り上げ支援事業などを通じて、市内保育所への保育士の定着に繋げていきます。

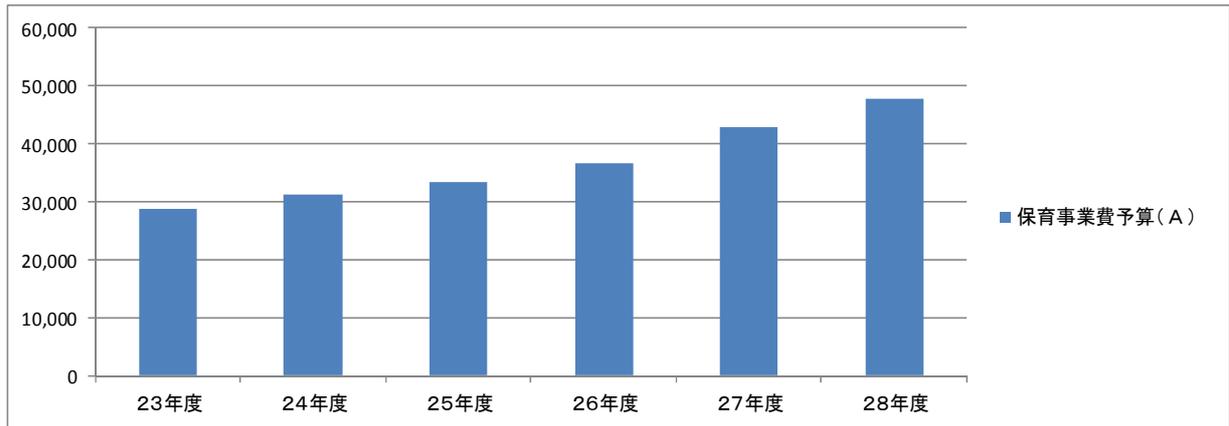
## 5 待機児童対策関連（保育事業費）予算について

### （１）保育事業に係る予算

（単位：百万円）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保育事業費予算(A)	28,869	31,210	33,333	36,518	42,742	47,776
（うち一般財源）	15,992	19,161	20,602	21,929	23,030	24,735
川崎市一般会計予算(B)	618,023	595,633	598,410	617,117	618,873	638,983
(A)／(B)	4.7%	5.2%	5.6%	5.9%	6.9%	7.5%

※各年度の額は全て当初予算ベース

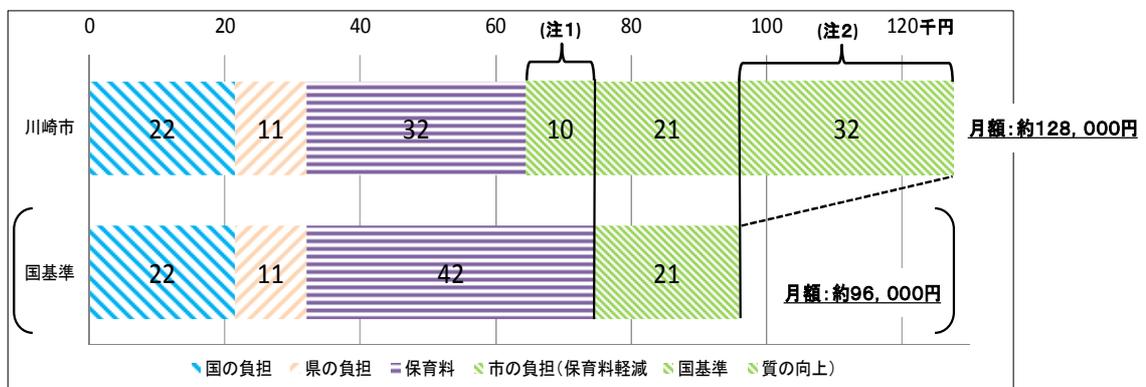


※平成28年度予算額については、給付対象施設の増加等に伴い、昨年度と比較して約50億円の増となっています。  
 ※新制度における国基準運営費の負担割合は、国1/2、市1/2から国1/2、県1/4、市1/4へと変更となっています。

### （２）保育所の子ども1人あたり月平均負担額の内訳

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造です。

本市においては、利用児童の処遇向上と保育料の負担軽減のために独自の施策を展開してきました。現在の状況としては下表のとおり、児童1人あたり、月額約128,000円の費用がかかっています。（保護者の負担は月額約32,000円）



（平成28年度予算ベース）

注1） 保護者負担軽減のため、市費を投入 注2） 保育の質の向上のため、上乘せの市費を投入

◎待機児童数の区別の状況（各年4月1日現在）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
H28	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	6人
H27	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
H26	5人	6人	14人	9人	16人	7人	5人	62人

◎保育所等利用児童数の年齢別の状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H28 保育所等 利用児童数(A) (A)/(B)%	1,856人 (12.88%)	4,357人 (30.48%)	4,835人 (35.65%)	4,862人 (36.38%)	4,684人 (35.66%)	4,428人 (33.79%)	25,022人 (30.56%)
H27 保育所等 利用児童数(A) (A)/(B)%	1,657人 (11.65%)	4,028人 (28.85%)	4,407人 (32.22%)	4,554人 (34.14%)	4,365人 (32.90%)	4,022人 (31.08%)	23,033人 (28.29%)
H26 保育所等 利用児童数(A) (A)/(B)%	1,467人 (10.61%)	3,510人 (25.16%)	4,004人 (29.40%)	4,220人 (31.28%)	3,953人 (30.27%)	3,776人 (28.99%)	20,930人 (25.85%)

(参考)

H28 就学前 児童数 (B)(比率)	14,412人 (17.60%)	14,296人 (17.46%)	13,564人 (16.57%)	13,365人 (16.32%)	13,135人 (16.04%)	13,106人 (16.01%)	81,878人 (100%)
H27 就学前 児童数 (B)(比率)	14,229人 (17.48%)	13,962人 (17.15%)	13,679人 (16.80%)	13,338人 (16.38%)	13,268人 (16.30%)	12,942人 (15.89%)	81,418人 (100%)
H26 就学前 児童数 (B)(比率)	13,822人 (17.07%)	13,949人 (17.23%)	13,618人 (16.82%)	13,489人 (16.66%)	13,059人 (16.13%)	13,026人 (16.09%)	80,963人 (100%)

◎保育所等利用児童数等の区別の状況

区名	就学前児童数 (比率)(A)	保育所等利用児 童数(比率)(B)	利用児童割合 (B)/(A)%	保育所等 施設数	定員数
川崎区	11,299人 (13.80%)	3,340人 (13.35%)	29.56%	45	3,226
幸区	9,648人 (11.78%)	3,187人 (12.74%)	33.03%	44	3,190
中原区	14,988人 (18.31%)	4,812人 (19.23%)	32.11%	72	5,127
高津区	13,129人 (16.04%)	4,082人 (16.31%)	31.09%	55	3,795
宮前区	13,268人 (16.20%)	3,815人 (15.25%)	28.75%	50	3,570
多摩区	10,230人 (12.49%)	3,465人 (13.85%)	33.87%	49	3,586
麻生区	9,316人 (11.38%)	2,321人 (9.27%)	24.91%	33	2,245
計	81,878人 (100%)	25,022人 (100%)	30.56%	348	24,739

※保育所等利用児童数は、各区在住児童の市内・市外保育所等の利用児童数です。

【参考】厚生労働省「保育所等利用待機児童の定義」

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

(4) 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設(保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合)

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

# 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（概要版）

## 1 保護者が労働を保育の必要性の事由とする場合

平成 28 年 4 月

ランク	細目	
A	居宅外労働	・月実働 140 時間以上就労
	自営業（中心者）	
B	居宅外労働	・月実働 120 時間以上 140 時間未満就労
	自営業（中心者）	
C	居宅外労働	・月実働 100 時間以上 120 時間未満就労
	自営業（協力者）	
D	居宅外労働	・月実働 80 時間以上 100 時間未満就労
	自営業（協力者）	
E	居宅外労働	・月実働 64 時間以上 80 時間未満就労
	自営業（協力者）	
F	居宅外労働	・就労先確定
	自営業（協力者）	
G	居宅外労働	・月実働 64 時間以上 80 時間未満就労
	自営業（協力者）	

## 2 保護者が労働以外を保育の必要性の事由とする場合

ランク	細目
A	・疾病・負傷により常時臥床又は1ヶ月以上の入院 ・重度の心身障害
C	・疾病・負傷の治療や療養のため1ヶ月以上の自宅での安静加療を指示されている場合
D	・出産予定日の約2ヶ月前から出産後2ヶ月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合
E	・慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1ヶ月以上自宅での療養を指示されている場合
A～E	・通院・通所時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、居宅外労働の細目を準用 ・災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用
A～F	・卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用 ・自立の促進が認められるひとり親世帯については、就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働または自営の細目を準用 ・生計中心者の失業により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働または自営の細目を準用
A～H	・その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 家庭内において虐待等を受ける恐れがある場合、養育能力が著しく低い場合 対象児童が障害を有している場合
H	・求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合

平成28年4月 保育所等利用申請・待機状況

(単位:人)

区 分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
利用申請者数(A)	3,615	3,452	5,547	4,569	4,136	3,794	2,463	27,576
利用児童数(B)	3,340	3,187	4,812	4,082	3,815	3,465	2,321	25,022
保留児童数 (A) - (B) = (C)	275	265	735	487	321	329	142	2,554
市の保育施策で対応している 児童数等(D)	116	162	402	284	172	201	74	1,411
川崎認定保育園等対応児童数	80	131	340	191	136	170	59	1,107
家庭保育福祉員対応児童数								
おなかま保育室対応児童数	28	1	35	44	23	0	0	131
一時保育対応児童数	8	25	27	49	13	30	14	166
幼稚園預かり保育対応児童数	0	0	0	0	0	0	1	1
事業所内保育対応児童数	0	5	0	0	0	1	0	6
産休・育休中の申請者数(E)	24	45	169	77	58	41	47	461
第1希望のみ等の申請者数(F)	119	40	116	79	75	56	18	503
主に自宅で求職活動を行う申請者数(G)	16	18	42	47	16	31	3	173
待機児童数 (C) - (D) - (E) - (F) - (G)	0	0	6	0	0	0	0	6

## 平成28年度 認可保育所・小規模保育事業所の整備について

## 【「子どもの未来応援プラン」における認可保育所等の整備による定員確保目標値】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	4か年合計	
整備による定員確保目標値	1,480人	1,390人	945人	515人	4,330人	
内訳	認可保育所	1,385人	1,295人	850人	420人	3,950人
	小規模保育事業所	95人	95人	95人	95人	380人

※ 年度は整備年度

## 【平成27年度の整備実績（認可保育所等の定員・施設数）】

区分	合計		認可保育所		小規模保育事業所	
	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数
整備数	1,527人	27か所	1,455人	23か所	72人	4か所

## 【平成28年度の整備計画】

## 1 認可保育所 1,295人定員増

区	事業名	定員(人)	運営主体	整備手法
川崎区	川中島1丁目地内保育所	60	社福設立	民有地活用型
	大師河原周辺保育所	60	(学)ふたば学園	民間事業者自主整備型
幸区	塚越1丁目地内保育所	40	(福)リラ福祉会	市有地活用型
	北加瀬1丁目地内保育所	60	未定(民設民営)	民間建物活用型
	新小倉地内保育所	60	未定(民設民営)	民間事業者自主整備型
中原区	JR武蔵中原駅周辺保育所	60	未定(民設民営)	鉄道事業者活用型
	武蔵小杉駅周辺保育所	90	未定(民設民営)	民間事業者自主整備型
多摩区	保育園アリス宿河原	25	(福)アリス	増改築
川崎区	渡田保育園跡地保育所	10	未定(民設民営)	公立保育園民営化
高津区	橘保育園跡地保育所	0	未定(民設民営)	公立保育園民営化
宮前区	向丘保育園跡地保育所	25	未定(民設民営)	公立保育園民営化
多摩区	東中野島保育園跡地保育所	10	未定(民設民営)	公立保育園民営化
横浜市共同整備事業(1か所)		30	未定(民設民営)	
民間事業者活用型保育所(12か所)		765	未定(民設民営)	

## 2 小規模保育事業所 95人定員増

保育需要の高い地域で特に需要の高い0～1歳児の受入枠の拡充を目的として整備

事業名	定員(人)	備考
小規模保育事業所(5か所)	95	受入月齢: 5か月児から2歳児

## ◆民間事業者活用型保育所等整備法人 第1次募集の応募状況について

## 1 認可保育所

区	施設数	定員	最寄駅等
全市	8	480	
幸区	1	60	新川崎駅・鹿島田駅
中原区	2	90	武蔵小杉駅
宮前区	3	190	宮崎台駅・宮前平駅
多摩区	2	140	登戸駅・向ヶ丘遊園駅

## 2 小規模保育事業所

区	施設数	定員	最寄駅等
全市	2	38	
幸区	1	19	川崎駅
麻生区	1	19	百合ヶ丘駅

## ◇募集地域について

各区の主要駅から概ね半径1km圏内を「整備指定地域」とし、その中で重点的に整備が必要な地域を「重点整備地域」として、募集地域を限定して実施しています。

## ◇応募状況及び選定について

第1次募集の応募状況は左記のとおりであり、今後、学識経験者による審査を経て、市長が5月下旬頃に決定・公表する予定です。

## ◆民間事業者活用型保育所等整備法人 第2次募集の実施について

## 【募集日程】(予定)

- ・文教委員会説明:平成28年5月20日(金)
- ・募集開始:平成28年5月23日(月)
- ・意向表明締切:平成28年6月30日(木)
- ・選定結果発表:平成28年8月下旬

## 【募集内容】

- 1 認可保育所  
民間事業者活用型…30人以上
- 2 小規模保育事業所A型  
既存建築物改修型…6～19人

## ◇募集に向けた考え方について

第1次募集の結果を踏まえ、整備計画等に基づく定員枠を確保するため、保育ニーズが高い地域を中心に第2次募集を実施します。

## 第2次募集における整備指定地域

区	整備指定地域(◎は重点的に整備が必要な地域)
川崎区	◎JR川崎駅東口及び京急川崎駅から概ね1km圏内 ◎京急大師線港町駅から産業道路駅の各駅から概ね1km圏内
幸区	◎JR川崎駅西口から概ね1km圏内 ◎JR鹿島田駅及び新川崎駅から概ね1km圏内 ・JR矢向駅から概ね1km圏内
中原区	◎JR武蔵小杉駅から武蔵新城駅の各駅から概ね1km圏内 ◎東急新丸子駅から概ね1km圏内 ・東急元住吉駅及びJR平間駅から概ね1km圏内
高津区	◎JR武蔵新城駅及び武蔵溝ノ口駅から概ね1km圏内 ◎東急高津駅から概ね1km圏内
宮前区	◎東急宮崎台駅から鷺沼駅の各駅から概ね1km圏内 ・有馬3～6丁目、東有馬、犬蔵
多摩区	◎JR中野島駅及び稲田堤駅から概ね1km圏内 ・JR登戸駅及び小田急生田駅から概ね1km圏内
麻生区	◎小田急百合ヶ丘駅及び新百合ヶ丘駅から概ね1km圏内 ・小田急柿生駅から概ね1km圏内

## ◆第2次募集に向けた強化策について

## 【国の公定価格の見直しに伴う対応】

## ◇認可保育園等に対する建物賃借料の増額について

市内の交通結節点等の主要駅周辺は、賃借料が非常に高騰しているため、国の公定価格上昇分を上乗せする。

⇒地域における賃料格差に応じた補助を実施することで、保育ニーズの高い地域での設置誘導に繋げる。

国の公定価格(定員60人の場合で児童1人当たり):現行3,000円/月 → 改正後7,800円/月 = +4,800円/月(2.6倍)

## 【第2次募集要項への記載】

川崎市では、主要駅周辺における市街地整備が進む中、資材価格や地価の高騰に連動して建物賃借料が上昇しています。そのため、国の公定価格の増額に伴い、現在川崎市では平成29年度から賃借料補助の一部見直しについて検討しています。今後補助の内容について精査した上で平成29年度予算案に計上し、市議会において予算案が可決された場合に実施します。

平成28年度  
川崎市民間事業者活用型保育所等  
整備法人第2次募集要項（案）

【募集期間】

平成28年5月23日（月）～平成28年6月30日（木）  
※意向表明締切期日

【募集内容】

- ◆民間認可保育所
  - ・民間事業者活用型（定員30人以上）
  
- ◆小規模保育事業所A型
  - ・既存建築物改修型（定員6人～19人）

平成28年5月

川崎市こども未来局  
子育て推進部保育所整備課

## 目 次

<b>運営法人募集要項</b>	1
1 民間認可保育所	
民間事業者活用型	2
2 小規模保育事業所A型	
既存建築物改修型	5
3 共通事項	7
【申込書類提出一覧】	11
<b>施設整備等の条件</b>	12
1 施設整備スケジュール	12
2 整備費	12
3 施設建築物の要件	12
4 基準設備等	13
5 屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針	13
6 屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合の基本方針	14
<b>運営の条件</b>	16
1 運営について	15
2 保育所の概要	15
3 保育内容・事業等	16
4 職員の配置等	17
(1)民間認可保育所	17
(2)小規模保育事業所A型	18
5 保護者との連絡	19
6 第三者評価等	20
7 その他	20

# 運営法人募集要項

## 【今回の募集内容】

### 1 民間認可保育所

#### 民間事業者活用法

賃貸物件等を自ら確保したうえで改修し、定員30人以上の民間事業者活用法保育所の運営を行う法人を募集します。

### 2 小規模保育事業所 A 型

#### 既存建築物改修型

賃貸物件等を自ら確保したうえで改修し、定員6～19人の小規模保育事業所 A 型の運営を行う法人を募集します。

#### 《お知らせ》

川崎市では、主要駅周辺における市街地整備が進む中、資材価格や地価の高騰に連動して建物賃借料が上昇しています。

そのため、国の公定価格の増額に伴い、現在川崎市では平成29年度からの賃借料補助の一部見直しについて検討しています。

今後補助の内容について精査した上で平成29年度予算案に計上し、市議会において予算案が可決された場合に実施します。

# 1 民間認可保育所

## 民間事業者活用型

### (1) 概要

既存建築物の改修等によって保育所の整備を行う法人を募集します。

### (2) 施設種別

児童福祉法第35条第4項及び第39条第1項に規定する保育所

### (3) 定員

30人以上

### (4) 受入月齢

5か月から

### (5) 整備予定数

応募状況により変動します。

### (6) 整備指定地域

整備指定地域	
川崎区	◎JR川崎駅東口及び京急川崎駅から概ね1km圏内 ◎京急大師線港町駅から産業道路駅の各駅から概ね1km圏内
幸区	◎JR川崎駅西口から概ね1km圏内 ◎JR鹿島田駅及び新川崎駅から概ね1km圏内 ・JR矢向駅から概ね1km圏内
中原区	◎JR武蔵小杉駅から武蔵新城駅の各駅から概ね1km圏内 ◎東急新丸子駅から概ね1km圏内 ・東急元住吉駅及びJR平間駅から概ね1km圏内
高津区	◎JR武蔵新城駅及び武蔵溝ノ口駅から概ね1km圏内 ◎東急高津駅から概ね1km圏内
宮前区	◎東急宮崎台駅から鷺沼駅の各駅から概ね1km圏内 ・有馬3～6丁目、東有馬、犬蔵
多摩区	◎JR中野島駅及び稲田堤駅から概ね1km圏内 ・JR登戸駅及び小田急生田駅から概ね1km圏内
麻生区	◎小田急百合ヶ丘及び新百合ヶ丘駅から概ね1km圏内 ・小田急柿生駅から概ね1km圏内

※ ◎は整備指定地域の中でもより重点的に整備が必要な地域です。

※ 同一の整備予定地域において、複数選考する場合があります。

※ 指定地域外であっても、横浜市との市境である場合には別途御相談下さい。

## (7) 職員の配置等

通常保育における職員配置は、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

## (8) 開所時間

午前7時から午後8時まで

(午後6時から午後8時まで、又は午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時までは延長保育)

## (9) 権利形態

設置・運営法人が建物等を賃借し、原則として賃借権を設定し、かつこれを登記することが必要です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、賃借権の登記を行わないことができます。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- ② 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通法人等の信用力の高い主体である場合

## (10) 自己資金

事業を行う自己資金、運転資金が確保されていること。また、整備資金に借入金金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

### **社会福祉法人以外の法人**による設置認可申請の際の主な審査基準

(厚生労働省課長通知等より抜粋)

- 保育所の年間事業費の12分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
  - 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1000万円(1年間の賃借料が1000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
  - 財務内容が適正であること。直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上している場合は少なくとも財務内容が適正であるとはあたらないこと。
- ※この他にも満たす必要のある多くの基準・条件等があります。厚生労働省各種関係通知を確認してください。

(11) 整備費補助金

補助対象経費	<p>① 施設整備費（改修費、設計監理費、設計費、備品費等）                  ② 施設改修期間の賃借料                  ※本体工事費（躯体工事費）、用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外です。</p>
関係法令の遵守	<p>保育所の構造及び設備については、関係法令を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年条例 56 号)</li> <li>● 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</li> <li>● 消防法（昭和 23 年法律 186 号）</li> <li>● 川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）</li> <li>● 川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年条例 36 号）</li> <li>● その他の関係法令</li> </ul>
	<p>※既存の建物を改修して床面積 100㎡以上の保育所を設ける場合には、児童福祉法とは別に、建築基準法第 87 条に基づく用途変更の届出が必要となります。</p> <p>※新耐震基準を満たし耐震上問題がないことを原則とし、昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築確認申請を受けた建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものであることが必要です。</p> <p>※施設整備にあたり、「施設整備等の条件」に定める市内業者等の活用等について遵守していない場合は、補助金の全て又は一部を支払わない場合があります。</p>
補助金	<p>【定員 60 人以上】</p> <p>① 施設整備費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の 4 分の 3 を補助する。 補助金の上限額 4,500 万円（6,000 万円×3/4）</li> </ul> <p>② 施設改修期間賃借料補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設前の改修期間（最大 6 か月）の賃借料を補助する。 補助金の上限額 1㎡あたり 1,300 円(基準面積を上限とする。)</li> </ul> <p>【定員 30 人以上 60 人未満】</p> <p>① 施設整備費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の 4 分の 3 を補助する。 補助金の上限額 2,250 万円（3,000 万円×3/4）</li> </ul> <p>② 施設改修期間賃借料補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設前の改修期間（最大 4 か月）の賃借料を補助する。 補助金の上限額 451,500 円（上限月額）</li> </ul>
期限	平成 29 年 3 月中に工事及び備品購入を完了すること。
手続き	整備事業者として決定した際に、申請書等を配布します。

## 2 小規模保育事業所A型

### 既存建築物改修型

#### (1) 概要

設置・運営法人が、賃貸物件等を自ら確保したうえで改修し、小規模保育事業所A型を運営する形式です。

#### (2) 施設種別

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

#### (3) 定員

6～19人

#### (4) 受入月齢

5か月～2歳児まで

#### (5) 整備予定数

応募状況により変動します。

#### (6) 整備指定地域

募集要項2ページ 認可保育所における整備指定地域に準ずる

#### (7) 職員の配置等

通常保育における職員配置は、「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」及び「川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

#### (8) 開所時間

午前7時から午後8時まで

(午後6時から午後8時まで、又は午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時までは延長保育)

#### (9) 権利形態

設置・運営法人が建物等を賃借し、原則として賃借権を設定し、かつこれを登記することが必要です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、賃借権の登記を行わないことができます。

① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

② 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通法人等の信用力の高い主体である場合

## (10) 自己資金

事業を行う自己資金、運転資金が確保されていること。また、整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

3 ページ、「社会福祉法人以外の法人による設置認可申請の際の主な審査基準(厚生労働省課長通知等より抜粋)」を御確認下さい。

## (11) 整備費補助金

補助対象経費	① 施設整備費（改修費、設計監理費、設計費、備品費等） ② 施設改修期間の賃借料 ※本体工事費（躯体工事費）、用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外です。
関係法令の遵守	保育所の構造及び設備については、関係法令を遵守すること。 ● 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例35号） ● 建築基準法（昭和25年法律第201号） ● 消防法（昭和23年法律186号） ● 川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号） ● 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例36号） ● その他の関係法令 ※既存の建物を改修して床面積100㎡以上の保育所を設ける場合には、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届出が必要となります。 ※新耐震基準を満たし耐震上問題がないことを原則とし、昭和56年6月1日より前に建築確認申請を受けた建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものであることが必要です。 ※施設整備にあたり、「施設整備等の条件」に定める市内業者等の活用等について遵守していない場合は、補助金の全て又は一部を支払わない場合があります。
補助金	① 施設整備費補助 ・定員15人から19人の場合 限度額：1,650万円（2,200万円×3/4） ・定員10人から14人の場合 限度額：1,200万円（1,600万円×3/4） ・定員6人から9人の場合 限度額：750万円（1,000万円×3/4） ② 施設改修期間賃借料補助 工事契約締結後、着工日から開所の前日まで（ただし、同年度内に限ります）で、最大4カ月。 限度額：月額316,000円
期限	平成29年3月中に工事及び備品購入を完了すること。
手続き	整備事業者として決定した際に、申請書等を配布します。

### 3 共通事項

#### (1) 運営開始時期

平成29年4月1日

#### (2) 応募資格

認可保育所については、「保育所設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）、小規模保育事業所については、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の審査基準を満たす法人で、次の①～⑤についてはそのいずれかに、⑥～⑩についてはそのすべてに該当していることが条件です。

- ① 社会福祉法第22条の規定により認可を受けた社会福祉法人であること。
- ② 児童福祉法第35条第4項により認可を受けた保育所を運営している法人であること。
- ③ 児童福祉法第34条の15第2項により認可を受けた小規模保育事業を運営している法人であること。
- ④ 学校教育法第1条による幼稚園を運営している法人であること。
- ⑤ 平成28年4月1日時点において3年以上、認可外保育施設を運営している法人であること。
- ⑥ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者。
- ⑦ 本市から指名停止措置を受けていない者。
- ⑧ 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者。
- ⑩ 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者。

#### 【参考1】 排除措置の対象となる場合

- 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

**【参考2】社会福祉法人以外の法人による設置認可申請の際の主な審査基準**

(厚生労働省課長通知等より抜粋)

- 保育所の年間事業費の12分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
  - 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1000万円（1年間の賃借料が1000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県（指定都市・中核市を含む。）が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
  - 財務内容が適正であること。直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上している場合は少なくとも財務内容が適正であるとはあたらないこと。
- ※この他にも満たす必要のある多くの基準・条件等があります。厚生労働省各種関係通知を確認してください

**(3) 運営に関する条件**

- ① 児童福祉法、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、保育所保育指針、川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱、その他関係法令を遵守すること。
- ② 開所時間は午前7時から午後8時までとする。なお、延長保育の時間は午後6時から午後8時まで、又は午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時までとする。
- ③ 物品搬出入に際しては近隣へ配慮すること。
- ④ 保育所送迎時に必要な駐輪・ベビーカースペースを確保すること。
- ⑤ 小規模保育事業所は、制度上「連携施設」の設置が必要となるが、詳細は「運営の条件（16ページ（3）」を参照すること。  
なお、連携施設との協定締結の目途が立つ場合は、その旨を事業計画書（第3号様式）に記入して下さい（協定はまだ締結しないで下さい）。
- ⑥ その他、当該保育所の運営の条件は、別に定める。

**(4) 申込み手続き**

**① 受付場所**

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課  
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階

**② 募集開始から法人決定までのスケジュール**

平成28年 5月23日（月）	運営法人募集開始
平成28年 6月30日（木）	応募意向表明締切（一部書類提出）
平成28年 7月8日（金）	応募書類提出締切（全書類提出）
平成28年 7月上旬～7月中旬	応募法人運営施設視察

平成28年 8月上旬

法人審査

平成28年 8月中旬

法人決定

※応募意向表明締切日以降の応募は一切受け付けることができませんので、くれぐれもご注意下さい。

**③ 受付時間**

平日の午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

**④ 申込みの際提出する書類等**

**ア 応募意向表明締切日まで**

11ページ【申込書類提出一覧】に定める書類のうち、次の書類を1部ずつ提出して下さい。（写しでも可）

①「民間事業者活用型保育所・小規模保育事業所」整備事業申込書（第1号様式）

④法人等自己資金申告書（第4号様式）

⑦財務関係書類

**イ 書類提出締切日まで**

11ページ【申込書類提出一覧】に定める全ての書類を下記⑤に従い提出して下さい。

ただし、市長が必要と認める場合は、別途資料の追加提出を求める場合がありますので予めご了承願います。

なお、提出された書類等は返却致しません。

**⑤ 提出部数及び規格**

ア 提出書類は正本1部と写し（コピー）15部を提出して下さい。

イ 証明書類の原本及び参考資料を除き、提出書類はA4判（両面印刷可）で作成の上、A4版ファイルに綴じてください。

ウ 提出書類にはインデックスを貼付し、インデックスごとに1ページからページを付番して下さい。

**⑥ 提出方法**

持参（郵送による提出は不可。必ず事前連絡の上来庁して下さい。）

ただし、応募意向表明時に提出する書類に限り、次の送付先への郵送も可とします（応募意向表明締切日必着。メールは不可。）。

送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課 行

**⑦ 事前相談について**

事前相談の際は、あらかじめ電話で日時を調整のうえ来庁して下さい。

なお、物件の適否に関する御相談など、選考に関するお問い合わせには公平性の観点からお答えできませんので、御了承願います。

⑧ 施設視察

平成28年7月上旬～7月中旬頃に、行政職員が応募者の運営施設の視察を行います（日程が決定し次第、日時・場所を指定します。）。

⑨ 事業提案説明

平成28年7月下旬頃に、川崎市の行政職員に対して応募提出書類に基づき事業提案説明を行っていただきます（日程が決定し次第、日時・場所を指定します。）。

⑩ 選定委員会

平成28年8月上旬頃に、外部の有識者に対して事業提案説明を行っていただく委員会を開催します（日程が決定し次第、日時・場所を指定します。）。

⑪ 申請書類の公開

提出された応募書類等は川崎市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により公開する場合があります（非開示情報は除く。）。

(5) 設置・運営法人の選定

- ① 「川崎市附属機関設置条例」に基づき設置する「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」が、市長が別に定める選考基準に基づき審査を行い、市長がその審査結果を参考に設置・運営法人を選定します。
- ② 選定結果については、平成28年8月中旬以降に書面をもって通知します。
- ③ 選定結果（応募法人の名称、審査結果、選定理由等）については、本市インターネットホームページ等で公表します。

(6) 覚書の締結

当該事業に関する設置・運営法人に決定した者は、整備・運営について本市と覚書を締結して頂きます。

(7) その他注意事項

上記に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

本件募集に伴い、設置・運営法人の審査に係る「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の委員に対して、本件についての接触を禁じます。

なお、接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(8) 問合せ先

川崎市子ども未来局子育て推進部保育所整備課

電 話 044-200-3473

F A X 044-200-3933

E-Mail [45seibi@city.kawasaki.jp](mailto:45seibi@city.kawasaki.jp)

## 【申込書類提出一覧】

### ※注意事項

- 第1号～第4号様式は認可保育所・小規模保育事業所共に「社会福祉法人」用と「社会福祉法人以外」用がありますので、注意してください。
- 第1号～第4号様式及び別紙様式1～7は川崎市ホームページからダウンロードして下さい。

### ①「民間事業者活用型保育所」・「小規模保育事業所」整備事業申込書（第1号様式）

### ②法人等調書（第2号様式）

#### [添付資料]

- 代表者の履歴書及び役員名簿  
（役職名・年齢・就任年月日・主な就労先等の記載のあるもの）
- 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）
- 法人の印鑑登録証明書
- 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類  
（施設経営理念や事業概要、組織図、施設整備実績、パンフレット等）
- 定款その他の規約類（就業規則、給与規程、経理規程等）
- 現在運営する保育所の概要（別紙様式1）
- 現在運営する保育所の一覧表（別紙様式2）

### ③事業計画書（第3号様式）

#### [添付資料]

- 平成28年度研修スケジュール
- 直近の給食献立表
- 安全・衛生マニュアル、虐待防止マニュアル、危機管理マニュアル
- 施設長（管理者）予定者の履歴書
- 職員の勤務体制表（別紙様式3）

### ④法人等自己資金申告書（第4号様式）

#### [添付資料]

- 整備事業費・運営財産・賃借料等の財源保有に関する書類  
（通帳の写し又は残高証明書を添付）

### ⑤暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書（別紙様式4）

### ⑥コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（別紙様式5）

### ⑦財務関係書類

- 申込書類提出一覧の別表参照
- 応募する施設の収支予算書（別紙様式6）
- 債務状況等自己申告書（別紙様式7）

# 施設整備等の条件

選定された法人は、整備にあたり、次の条件を必ず満たさなければなりません。

## 1 施設整備スケジュール

平成28年度	設置・運営法人による基本・実施設計、法令手続 施設・設備整備
平成29年3月	開設準備
平成29年4月	平成29年4月1日認可・保育所の開所

## 2 整備費

- (1) 設置・運営法人は、川崎市の整備費等補助金のほか、適用可能な公的補助等を受け、無理のない資金計画により整備事業を実施すること。また、施設・設備等の整備費用の一部を負担すること。
- (2) 適用可能な公的補助協議及び資金借入れなど、保育所の新設に係る諸手続きは法人が行うこと。
- (3) 整備費等補助金基準額については、「川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱」及び「川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱」に基づき、別途定める。
- (4) 本事業は国庫補助を活用した事業であることから、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

## 3 施設建築物の要件

- (1) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例及び建築基準法（昭和25年法律第201号）のほか、関係法令等を遵守すること。  
\*本市では「建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」と「福祉のまちづくり条例」を制定しています。
- (2) 法人は施設整備を行うにあたり、関係法令等を遵守するとともに、市との協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めること。
- (3) 施設整備を行うにあたり、市内業者等の育成及び市内経済の活性化を図るため、施設改修工事の施工及び備品購入等の際は、市内業者（登記簿上の本店所在地が川崎市内の業者）又は準市内業者（川崎市内に事務所等がある業者）を活用すること。
- (4) 施設整備を行うにあたり、近隣への騒音等の環境面に配慮し、近隣住民等への事

前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において、誠意を持って対応すること。

- (5) 平成29年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分設けるため、平成29年3月中旬までに施設整備を完了させるよう努めるとともに、建設工事の進捗状況については定期的に市に報告を行い、運営開始前には安全確認を十分に行うこと。
- (6) 新施設において、シックハウス対策等、利用者等の健康及び安全に十分に配慮すること。使用する建材や建具については、シックハウスの原因の恐れとなる物質（ホルムアルデヒド等）を極力発散しないものを選定するように努め、施設の供用開始までに室内空气中化学物質の濃度測定を実施し、その結果、厚生労働省が示す濃度指針値以下であることを確認すること。

#### 4 基準設備等

区分	要件
乳児室又はほふく室	0、1歳児1人当たり3.3㎡以上とする。
保育室又は屋内遊戯室	2歳以上児1人当たり1.98㎡以上とする。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等との兼用も可とする。
調理室又は調理設備	定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	定員に見合う設備及び面積を有していること。
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上とする。 ただし、市長が特に認めた場合は、付近の公園、広場、寺社境内等で代えることができますが、この場合でも、プール遊び等のできる場所を確保する必要があります。

- 保育室及び屋内遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

#### 5 屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針

屋外遊戯場は地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては屋上を利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することができる。

ただし、この場合については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号の規定によるほか、次の各号に掲げる条件を遵守すること。

- (1) 保育所保育指針（平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋外遊戯場として、便所、水飲み場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
  - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
  - イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
  - ウ 屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
  - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
  - オ 屋上の周囲には、金網を設けるものとし、その構造は上部をわん曲させる等乳幼

児の転落防止に適したものとすること。

カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

キ 消防機関との連絡を密にし、消防計画等について指導を受けること。

## 6 屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合の基本方針

屋外遊戯場の設置が困難な場合で、付近の公園等で代替する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

(1) 当該公園等について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する面積があり、屋外活動にあたって安全が確保され、かつ、その移動にあたっても児童の安全が確保されていること。また、幼児のトイレの使用にも配慮すること。

(保育所から乳幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあることが望ましい。)

(2) 当該公園等については、設置者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はないが、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等であり、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められること。

(3) プール遊び等ができる場所を確保すること。

# 運営の条件

運営にあたっては、次の条件を必ず満たさなければなりません。

## 1 運営について

- (1) 運営法人に選定された者が直接管理し運営すること（運営経費については別途概算額を提示します。）。
- (2) 運営法人は平成29年4月1日までに支障なく運営が開始できるよう、運転資金・人材をはじめ、必要な準備を行うこと。
- (3) 運営法人は、民間認可保育所においては「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」に、小規模保育事業所においては「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び「川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱」に基づき運営を行うとともに、「保育所保育指針（厚生労働省告示第141号）」に沿った保育内容の充実に努めること。

## 2 保育所の概要

### (1) 開所日・開所時間

業 務	開所日	開所時間
保育の実施 (延長保育を含む)	月曜日から土曜日まで（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く） 12月29日から1月3日までは原則休園とする。	午前7時から午後8時まで （午後6時から午後8時まで又は午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時まで延長保育）

### (2) クラス年齢別定員の例

《定員12人の場合の例》

0歳児	1歳児	2歳児
3	4	5

《定員19人の場合の例》

0歳児	1歳児	2歳児
5	7	7

《定員30人の場合の例》

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
5	5	5	5	5	5

《定員60人の場合の例》

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6	10	11	11	11	11

### 3 保育内容・事業等

#### (1) 延長保育事業

##### ア 対象児童

日中から保育されている児童で、保護者の申請に基づき施設長が保育時間の延長を必要と認める児童

##### イ 職員配置

延長保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を2人以上配置すること。なお、うち1人は常勤保育士とする。

##### ウ 間食

対象児童に間食を提供すること。また、19時以降に降所する児童に対しては、特別な配慮を行うこと。

##### エ 延長保育料

施設が徴収し、事業経費に充当すること。

#### (2) 給食の実施

ア 主食を含め、めん類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。

イ 園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行うこと。

ウ 「食育基本法」（「平成17年法律第63号」）や「保育所保育指針」（「平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号」）に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。

オ 食材は、安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

#### (3) 連携施設（小規模保育事業所のみ該当）

小規模保育事業所A型の募集においては、連携施設の有無を応募要件に含めませんが、連携施設との協定締結の目途が立つ場合は、その旨を事業計画書（第3号様式）に記入すること（この段階では協定締結はしないこと）。

なお、連携施設の設定については、運営法人選定後に本市が役割も含め別途調整を行うものとする。

##### 【想定される連携施設の役割】

ア 保育内容の支援（給食に関する支援、園庭開放、合同保育、合同健診、後方支援、行事への参加など）

イ 小規模保育事業所を卒園後、引き続き児童を受け入れて教育または保育を提供す

ること。

#### (4) 小規模保育事業所との連携協力（小規模保育事業所を除く）

民間認可保育所においては、本市が市内の小規模保育事業所の連携施設として協力を要請したときは、極力協力すること。

#### (5) 地域の子育て支援（小規模保育事業所を除く）

地域に開かれた社会資源として、保育所に有する専門的機能を地域の子育て家庭のために活用すること。

（保育相談、育児講座、情報提供、入所児童との交流等）

### 4 職員の配置等

※国の動向に合わせ、年度途中で条例等の改正を行う場合があります。

#### (1) 民間認可保育所

- ① 通常保育における職員配置は、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

##### ア 施設長 1人

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者とする。ただし、定員が60人未満の保育所にあつては、当該施設長は併せて保育士資格を有する者でなければならない。また、その設置は、形式的なだけでなく、実質的にも、当該保育所の運営管理業務に専従し、他の用務を行っていないことを要するものとする。

##### イ 保育士

保育所の管理・運営に当たり、常勤職員を確保し、常時2名以上の保育士を配置すること。

常勤保育士の配置基準		算出方法
0歳児（ア）	児童3人につき1人	$\frac{(\text{ア} \times 20) + (\text{イ} \times 10) + (\text{ウ} \times 3) + (\text{エ} \times 2)}{60} = A$ <p>Aは、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、小数点以下を切り上げたものとし、ます。</p>
1・2歳児（イ）	児童6人につき1人	
3歳児（ウ）	児童20人につき1人	
4歳以上児	児童30人につき1人	
国基準により配置を要する保育士	2～3人 B	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用定員90人以下の施設につき1人</li><li>・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人</li><li>・主任保育士を主任業務に専任化させるための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける施設につき1人</li></ul>
市加配休憩休息保育士	Aの保育士数に対し、4人に1人加算	$A \div 4 = C$ <p>Bは、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、小数点以下を切り上げたものとする。</p>
市加配年休代替保育士	1施設に1人加算 D	
保育士数	A+B+C+D	

(定員 30 人 (例) の保育所の場合) ①+②+③+④=9人

① 年齢別児童数に応じた保育士数

$$\frac{(5 \times 20) + (10 \times 10) + (5 \times 3) + (10 \times 2)}{60} = 3.9 \text{人} \Rightarrow 4 \text{人}$$

② 国基準保育士 3人

③ 休憩休息保育士  $4 \div 4 = 1 \text{人} \Rightarrow 1 \text{人}$

④ 年休代替保育士 1人

(定員 60 人 (例) の保育所の場合) ①+②+③+④=13人

① 年齢別児童数に応じた保育士数

$$\frac{(6 \times 20) + (21 \times 10) + (11 \times 3) + (22 \times 2)}{60} = 6.7 \text{人} \Rightarrow 7 \text{人}$$

② 国基準保育士 3人

③ 休憩休息保育士  $7 \div 4 = 1.75 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$

④ 年休代替保育士 1人

ウ 保健師、または看護師（准看護師も可）を1人配置すること。

なお、常勤職員を配置する場合は上記「イ」の保育士定数に含めることができる。

エ 調理員

- ・定員 40 人以下 1人以上
- ・定員 41 人～60 人 2人以上
- ・定員 61 人～150 人 3人以上

上記のうち1人は栄養士を配置すること。

また、調理業務の全部委託を行う場合にあっては、委託内容として、本基準を下回らないようにすること。

オ このほかに児童の処遇向上のため必要に応じ、常勤職員又は非常勤職員を配置すること。

カ 嘱託医を置くこと。（※川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼する。）

② 法人は、職員を積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

## (2) 小規模保育事業所 A 型

① 通常保育における職員配置は、次によること。

ア 管理者 1人

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者とする。管理者は保育士資格を有する者でなけ

ればならない。また、その設置は、形式的なだけでなく、実質的にも、当該保育所の運営管理業務に専従し、他の用務を行っていないことを要するものとする。

#### イ 保育従事者

保育所の管理・運営に当たり、常勤職員を確保し、常時2名以上の保育士を配置すること。なお、保健師、または看護師（准看護師も可）を常勤配置する場合は、常勤の保育士として換算することができる。

常勤保育士の配置基準		算出方法
0歳児（ア）	児童3人につき1人（A）	（A）は、小数点第1位（小数点2位以下切り捨て）まで求めるものとします。
1・2歳児（イ）	児童6人につき1人（B）	（B）は、小数点第1位（小数点2位以下切り捨て）まで求めるものとします。
小規模加算	1施設に1人加算（C）	
市加配保育士	1施設に1人加算（D）	

（0歳児5人、1歳児7人、2歳児7人の保育所の場合の例）

年齢別児童数に応じた保育士数

（A） $5 \div 3 \div 1.6$  （B） $14 \div 6 \div 2.3$  （C）1人 （D）1人

（A）+（B）+（C）+（D）=6人（小数点第1位以下四捨五入）

#### ウ 調理員 1人以上

調理業務の全部委託を行う場合にあっては、委託内容として、本基準を下回らないようにすること。

なお、外部搬入する際の施設は、連携施設、当該法人と同一または関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育所、社会福祉施設、医療機関とする。

エ このほかに児童の処遇向上のため必要に応じ、常勤職員又は非常勤職員を配置すること。

オ 嘱託医を置くこと（※川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼する。）。

ただし、原則として、連携施設の嘱託医と同一の医師に委嘱するものとする。その際は、連携施設との間で協定書（契約書、覚書等）を締結すること。

② 法人は、職員を積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

## 5 保護者との連絡

運営にあたり、法人は保護者との意思疎通を図り、質問・要望等には責任を持って対応すること。

また苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、本市及び保護者に明確にすること。

## 6 第三者評価等

法人は利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開すること。

## 7 その他

- (1) 宗教・国籍等の多様性に十分な配慮を行うこと。
- (2) 児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。
- (3) 保育内容等情報の開示に努めること。
- (4) 保育所の敷地内では政治・宗教に係る活動等、本来の保育に関係のない行為を行わないこと。
- (5) 保護者に費用を求める場合（保育料を除く。）は、必要以上の負担を求めないこととし、事前に市と協議すること。
- (6) 保護者・園児等の個人情報の取扱いには特に注意を払い、情報の流出が生じないよう対策を施すこと。
- (7) 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について速やかに川崎市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- (8) 緊急時・災害時の対応を事前に川崎市及び保護者に明確にすること。
- (9) 運営内容の検討にあたり、地元町会、近隣住民等と十分な意見調整を行うこと。
- (10) 本市の待機児童解消対策に協力すること。
- (11) その他、本市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。

【要項最終ページ】

問合せ先

川崎市子ども未来局

子育て推進部 保育所整備課

電話 044-200-3473

FAX 044-200-3933

E-Mail [45seibi@city.kawasaki.jp](mailto:45seibi@city.kawasaki.jp)